



山口県国民保護計画の概要

山口県総合政策局危機管理室

<これまでの県の取組>

H16年6月14日 国民保護法成立



H 16 年 度	8月 「県・市町村等連絡会議」設置 10月 「国民保護計画作成検討会議」庁内設置 3月 「山口県国民保護協議会条例」等制定
H 17 年 度	7月 指定地方公共機関(10法人)指定(7/12) 第1回県国民保護協議会開催(7/20) 8月 国民保護協議会幹事会開催(2回) 9月 素案とりまとめ パブリックコメント実施(9/15～10/12)



指定公共機関等

- 指定公共機関

国指定の公益的事業を営む法人

- 指定地方公共機関

県指定の公益的事業を営む法人

放送事業者(警報等の放送)、運送事業者(避難住民、緊急物資の運送)など

指定公共機関 160法人 指定地方公共機関 10法人



山口県国民保護計画の性格

- 国民保護法、国の基本指針に基づき県が作成
- 主に県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像
- 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準

計 画 の 構 成

第1編 総論

県の責務、国民保護措置に関する基本方針等

第2編 平素からの備えや予防

県の組織体制、関係機関との連携体制等

第3編 武力攻撃事態等への対処

対策本部の設置、警報及び避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等

第4編 復旧等

応急復旧、武力攻撃災害復旧、費用の支弁など

第5編 緊急対処事態への対処

大規模テロ等への対応

国民保護措置に関する基本方針

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

国民に対する適時・適切な情報提供

関係機関相互の連携協力の確保

国民の協力

指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

本県の地域特性への配慮

国民への協力要請

避難や救援の援助

消火や負傷者の
搬送等の援助

保健衛生の
確保の援助

避難訓練への参加

協力は、自発的な意思にゆだねられる

県の組織体制

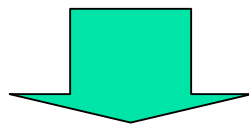
迅速な初動体制の確立

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、事態レベルを3段階(~)に分け、各事態レベルに応じた体制を整備



緊急事態連絡室(事態レベル)

事態認定につながる緊急事案の発生



県

県独自に「緊急事態連絡室」設置

情報収集、緊急通報発令ほか

国民保護対策本部(事態レベル)

事態発生

国

「対処基本方針」閣議決定、国会承認
武力攻撃事態等であることの認定
対策本部を設置すべき自治体の指定

通知

県、市町村

国民保護対策本部設置(指定された自治体)

警報の発令

【警報に定める事項】

- ・現状及び予測
- ・発生地域等
- ・その他住民等に周知させるべき事項

国(対策本部)

警報の通知

通知

指定公共機関

都道府県知事

警報の通知

通知

指定地方公共機関

協力

県警察

市町村長

警報の伝達

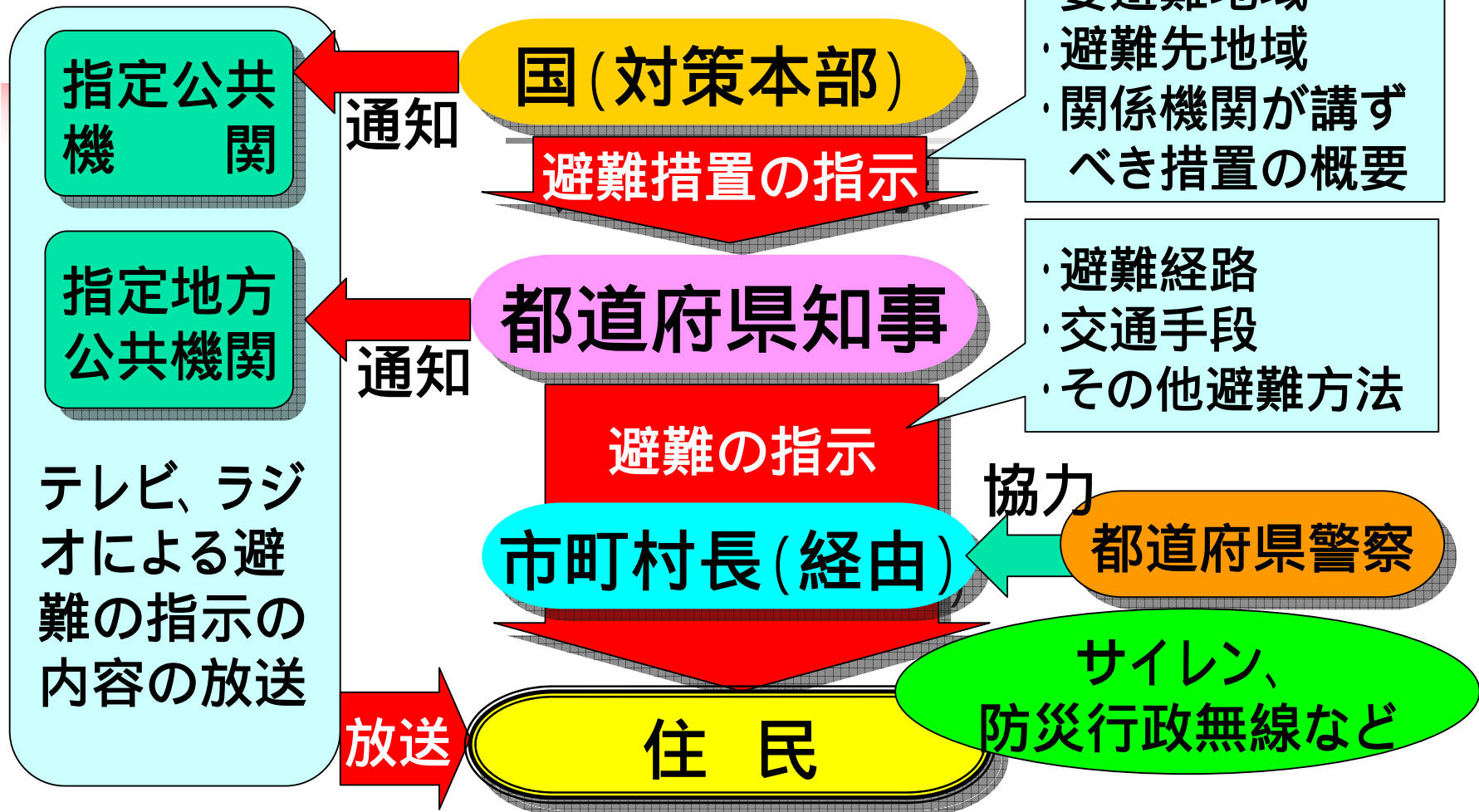
テレビ、ラジオによる
警報内容の
放送

放送

サイレン、
防災行政無線など

住民

避難措置のフロー



避難誘導

市町村は避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を実施

弾道ミサイル攻撃の際の留意事項

特徴

攻撃目標の特定困難

短時間で着弾

直ちに近傍の堅牢な施設、地下施設へ一時避難

被害状況判明後、他の安全な場所へ避難

急襲的な航空攻撃の場合も同様

NBC弾頭の場合の留意事項

N (核兵器)

- ・核爆発による熱線、爆風
- ・放射性降下物 風下方向に拡散

B (生物兵器)

- ・汚染地域の特定
- ・病原体の特性に応じた医療、蔓延防止

C (化学兵器)

- ・風下方向に拡散
 - ・サリン
- 空気より重く地をはうように拡散
風上の高台へ

ゲリラや特殊部隊による攻撃の際の留意事項

特徴

事前予測困難

突発的に被害発生

都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋梁、ダム等が標的

緊急通報、退避の指示等の応急措置

当初、屋内に一時避難し、適当な避難地へ誘導

着上陸侵攻の際の留意事項

特徴

事前準備可能

広域的な避難措置必要

国からの指示を待って住民避難措置

侵攻目標

- ・船舶による上陸 小型船舶が接岸しやすい沿岸
- ・航空機による侵攻 大型輸送機の離着陸可能な空港



本県の地域特性に応じた避難措置

本県の地域特性

- 21の有人離島に5700人
全島避難の方法
- 米軍岩国基地、自衛隊基地(8つ)
防衛活動の拠点となり、住民避難と輻輳
テロ等の標的
- 臨海部に石油コンビナート(5地区)
テロ等の標的

離島住民の避難

本県の有人離島の特徴

人口
小規模

本土近接型
(見島除く)

避難に当たっては、離島航路の利用を基本

避難の難易性の検討

島名	人口 (人)	旅客 定員(人)	往復 回数	所要時間 (分)	避難時間 (時間)
端島	54				
柱島	267	96	4	38 ~ 59	7.9
黒島	42				
平郡島	570	258	3	60	6.0
見島	1165	200	6	75	15.0
萩大島	979	150	7	25	5.9

避難所要時間5時間以上(乗降等に要する時間
を含まない)の離島

離島住民の避難

本県の有人離島の特徴

人口
小規模

本土近接型
(見島除く)

避難に当たっては、離島航路の利用を基本

離島航路のみでは避難に時間を要する離島

県有船舶
の活用

国所有船舶の
依頼(自衛隊、
海保など)

他の旅客航路
事業者へ依頼

米軍岩国基地、自衛隊基地周辺住民の避難

自衛隊基地周辺

8つの各自衛隊基地の連絡窓口を通じた情報収集
< 避難経路の確保等に必要な情報の収集 >

避難経路確保のための国への要請
< 道路等の利用にあたり、侵害排除と住民避難が競合する場合 >

米軍岩国基地周辺

国において米軍と調整中
結果を受け計画に必要な事項を記載

石油コンビナート周辺住民の避難

県内のコンビナート区域



石油コンビナート周辺住民の避難

県内に5地区のコンビナート

(岩国・大竹、下松、周南、宇部・小野田、六連島)

生活関連等施設に該当
(安全を確保しなければ周辺地域
に著しい被害を生じさせるおそれ
があると認められる施設)

県は施設管理者に対し、警備の強化等の措置を要請

石油コンビナート周辺住民の避難

有事においても、石油コンビナート等災害防止法適用

災害発生時

県の「石油コンビナート等防災計画」に基づき対応

関係市町村長が周辺の住民に対し、避難の指示や勧告を行い、安全に避難

国から避難措置の指示があった場合は、知事による避難の指示により避難



避難施設

避難の指示を行う県が予め指定

施設管理者の同意

【対象施設】

学校、公民館、体育館等の屋内施設のほか、公園、広場、駐車場等

コンクリート造りの堅牢な建物の指定に配慮



爆風等による被害の軽減

救援

指定公共
機関

指定地方
公共機関

通信設備の
設置に関する協力、
緊急物資の
運送 など

国(対策本部)

救援の指示

協力

日本赤十字社

都道府県知事

補助

市町村

救援の実施

救援の実施

收容施設の設置、食品・飲料水の提供、
生活必需品の提供、医療の提供など

武力攻撃災害への対処

国

県

市町村

相互に協力して対処

生活関連等施設の安全確保、危険物質等に関する危険防止、消防活動(消火・救急・救助)、被災情報の収集など

放射性物質等
(NBC)汚染への
対処、感染症等
への対応 など

緊急通報の発令
交通の規制
(県公安委員会)

応急措置
事前措置
退避の指示
応急公用負担
警戒区域の設定



生活関連等施設

【生活関連等施設とは】

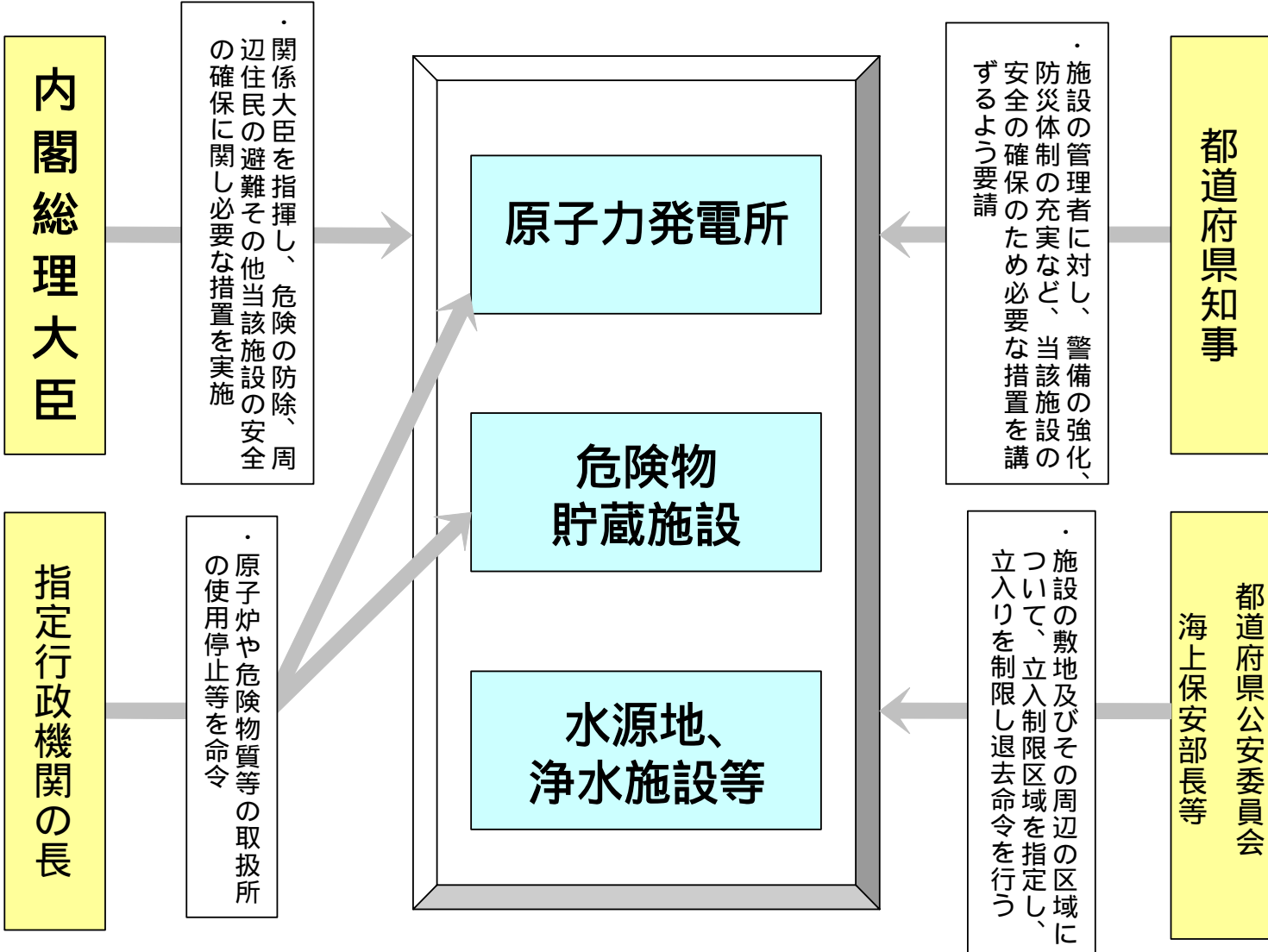
国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しく支障をおよぼすおそれのある施設

その安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれのある施設

【対象施設】

発電所、浄水施設、鉄道、駅、空港、ダム、危険物質等（危険物、毒物、劇物、火薬、高圧ガス等）の取扱所など（政令で定める基準に該当するもの）

生活関連等施設の安全確保



< 今後のスケジュール >

11 / 25 第2回県国民保護協議会開催
(計画案審議 答申)

内閣総理大臣協議(12月~1月)

H18.1月 閣議決定(1月下旬) 計画成案

2月 県議会へ報告

3月 公表(県民への周知)

H18年度~ 訓練等実施、必要に応じ計画見直し



国民保護をもっと知っていただくために

以下のホームページも参考にしてください。

山口県危機管理室のページ

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kiki-k/index.htm>

内閣官房国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁(国民保護)のページ

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html